

減損会計と低価基準との整合性

—減損会計研究の一齣として—

伊 東 良 子

I はじめに

本稿は、棚卸資産に適用される低価基準の考え方が有形固定資産の減損会計にも援用できる考え方であるかどうかを検討することを目的としている。換言すれば、低価基準には棚卸資産を決算期末において残留する有用性によって評価するという考え方が存在するが、この考え方と減損会計における理論的な考え方とが整合性のあるものであるかどうかを検討することを目的としている。また、そのためには、低価基準にまつわる事柄、つまり、取得原価基準・発生基準・期間損益計算・保守主義との関係を明らかにし、低価基準がどのような立場に立っているのかを分析することで、低価基準と減損会計とは整合性があるのではないかという結論を得られるのではないかという疑問を解決することを目的とする。つまり、有形固定資産を決算期末において残留する有用性によって評価する場合を考えてみるとすれば、低価基準と同様の見解が得られるのではないかということである。これを念頭において、議論を進めていきたいと思う。

そのために、Ⅱにおいて、低価基準と減損会計が会計上どのように規定されているのかを鑑み、両者の比較・分析を行う。Ⅲにおいては上述したように、低価基準にまつわる取得原価基準・発生基準・期間損益計算・保守主義との関係や問題点を明らかにし、他の研究者による見解を踏まえて分析を行う。そして、Ⅳにおいては、低価基準と減損会計の両者に当てはまる損失計上について考えてみたいと思う。

Ⅱ 低価基準と減損会計

まず、ここでは、低価基準と減損会計が会計上どういったものとして規定されているのかをみていくことにする。低価基準については、「旧商法」、「企業会計原則」そして「棚卸資産の評価に関する会計基準」の規定を、そして、減損会計については、「固定資産の減損に係る会計基準」の規定を採り上げて議論を進めていきたいと思う。それらを検討することにより、両者の比較を可能にし、より理解が深まることを期待する。

Ⅱ-1 低価基準と減損会計基準

まず、「旧商法」第285条ノ2の第1項及び第2項に、次のような低価基準に関する規定がなされていた。

「流動資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス ②前項ノ規定ハ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ低キトキハ時価ヲ附スルモノトスルコトヲ防グズ」

「旧商法」の規定においては、まず「時価が取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキ」は必ず取得価額又は製作価額を時価まで引下げなければならないという強制評価減が求められていた。そして②においては「時価が取得価額又ハ製作価額ヨリ低キトキ」は、時価まで下げるかどうかは任意となっている。

また、「企業会計原則」の貸借対照表原則5のAの『低価基準の適用』においては、次のように規定されている。

「たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。」

以上のように、以前は、棚卸資産においての低価基準は、時価が取得原価より著しく低い場合は強制的に時価を付すものであり、それ以外の時価の下落は任意適用とされていた。決算期末において棚卸資産に低価基準を適用すれば、期末における時価と取得原価とを比較し、時価が取得原価を下回れば、時価まで取得原価を引下げるという処理を行ってきた。しかし、現在では、「企業会計原則」及び「原価計算基準」よりも優先して適用されるという「棚卸資産の評価に関する会計基準」が2006年に制定されている。そこで、以下では現行の棚卸資産に関する基準がどのように規定されているのかを見ていくことにする。

「棚卸資産の評価に関する会計基準」における『会計処理；通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準7』においては、低価基準は次のように規定されている。

「通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額¹⁾が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価

-
- 1) 「時価」と「正味売却価額」について、「棚卸資産の評価に関する会計基準」における『用語の定義』に次のように説明されている。
「4 『時価』とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」
「5 『正味売却価額』とは、売価（購入市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価）から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したものをいう。なお、『購入市場』とは当該資産を購入する場合に企業が参加する市場をいい、『売却市場』とは当該資産を売却する場合に企業が参加する市場をいう。」

と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。」

したがって、決算期末に保有している棚卸資産はすべて、正味売却価額が取得原価より低ければ当該正味売却価額を貸借対照表価額とすることになっている。

そして、これまでは、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の第35項にあるように「当期の損益が、期末時価の変動、又は将来の販売時点に確定する損益によって歪められてはならないという考えから、原価法が原則的な方法であり、低価法は例外的な方法と位置付けられてきた」。しかし、今日では、第36項にあるように「これまでの低価法を原価法に対する例外と位置付ける考え方は、取得原価基準の本質を、名目上の取得原価で据置くことにあるという理解に基づいたものと思われる。しかし、取得原価基準は、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方であるとみることもできる。また、今日では、例えば、金融商品会計基準や減損会計基準において、収益性が低下した場合には、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げる会計処理が広く行われている。棚卸資産についても収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、品質低下や陳腐化が生じた場合に限らず、帳簿価額を切り下げることが考えられる。収益性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理である。棚卸資産の収益性が当初の予想よりも低下した場合において、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げることにより、財務諸表利用者には的確な情報を提供することができるものと考えられる」というように変わってきているのである。

以上に説明されているように、低価基準の考え方が取得原価基準の例外ではなく、取得原価基準の拡張として捉えられるようになったものと考え

られるのではないだろうか。また、「旧商法」及び「企業会計原則」にはみられない収益性に関する表現がみられる。つまり、棚卸資産に関しては、将来における回収可能性を期末の帳簿価額に反映させるといった下での帳簿価額の減額は従来の低価基準には見られない表現である。棚卸資産は、販売を目的として保有しているものである。収益性が低下すれば、販売によって利益を得ることはもとより、棚卸資産に投下した貨幣資本の回収さえできないことになる。回収可能性を棚卸資産価額に反映させることは重要なことであろう。

そして、期末において、このような処理を行うことについて、第36項に「将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理」と述べられている。これは発生原則に基づき、損失が発生しているという事実を当期に認識して計上し、資産価額に発生した損失を含んだまま将来に繰り越させないということを示している。

また、「旧商法」及び「企業会計原則」においては、決算期末に取得原価と比較されるのは「時価」であったが、現行規定においては決算期末に取得原価と比較されるのは「時価」ではなく「正味売却価額」と規定されている²⁾。この違いについては、第37項に次のように説明されている。

「それぞれの資産の会計処理は、基本的に、投資の性質に対応して定められていると考えられることから、収益性の低下の有無についても、投資が回収される形態に応じて判断することが考えられる。棚卸資産の場合には、固定資産のように使用を通じて、また、債権のように契約を通じて投下資金の回収を図ることは想定されておらず、通常、販売によってのみ資金の回収を図る点に特徴がある。このような投資の回収形態の特徴を踏まえると、評価時点における資

2) しかし、本稿において引用されている論文で取得原価と比較されるのが「時価」と表現されているものは、そのままを紹介することにする。

金回収額を示す棚卸資産の正味売却価額が、その帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当である。」

ここでは、棚卸資産は販売によってのみ投資額の回収をはかる点に特徴があるため、決算期末において帳簿価額に将来の回収可能性を反映させるために棚卸資産の帳簿価額と比較されるのに適当とされるのは正味売却価額であると考えられているのである。

次に、減損会計についてであるが、これは「固定資産の減損に係る会計基準」の設定に関する意見書の『三 基本的考え方3』において次のように定義されている。

「固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。」

また、減損処理を行う上で、どういった考えが背景にあるのか『三 基本的考え方3』に次のように述べられている。

「減損処理は、本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来の損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と考えられるから、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできない。」

つまり、近い将来において販売を目的とする棚卸資産とは異なり、有形

減損会計と低価基準との整合性

固定資産は長期的に保有し継続して利用することを目的としているため、保有する一時点における将来の回収可能性を評価し損失が発生していることを認識したとしても、過年度の回収額を考慮すれば投資額の全体が回収可能となる場合が存在するということである。したがって、投資期間全体の回収可能性を考慮し損失が発生しているかどうかを評価する必要がある。

そして、具体的な会計処理としては、「固定資産の減損に係る会計基準」の『二 減損損失の認識と測定；3 減損損失の測定』において次のように規定されている。

「減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額³⁾まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。」

ここで、なぜ「帳簿価額」と「回収可能価額」が比較対象とされるのかであるが、まず、「帳簿価額」については、固定資産は、每期相当額の減価償却を行うことが求められているため取得原価から減価償却累計額を控除した未償却残高である帳簿価額が比較対象となり、そして、「回収可能価額（正味売却価額もしくは利用価値のいずれか高い方）」については、固定資産は使用もしくは利用するために保有されるものであるために、回収可能

3) 固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書において「四 会計基準の要点と考え方」の『2 減損損失の認識と測定』における(3)減損損失の測定において、回収可能価額について次のように規定されている。「企業は、資産又は資産グループに対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収するため、売却による回収額である正味売却価額（資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額）と、使用による回収額である使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後に処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュフローの現在価値）のいずれか高い方の金額が固定資産の回収可能価額になる。また、正味売却価額を算定する場合の時価とは、公正な評価額であり、通常、それは観察可能な市場価格をいうが、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額がそれに該当することになる。」

価額が比較対象とされていると考えられる。

また、このような会計処理が行われる考え方について、「固定資産の減損に係る会計基準」の設定に関する意見書の『三 基本的考え方1』において次のように説明されている。

「事業用の固定資産であっても、その収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならない場合がある。このような場合における固定資産の減損処理は、棚卸資産の評価減、固定資産の物理的な滅失による臨時損失や耐用年数の短縮に伴う臨時償却などと同様に、事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理と考えることが適当である。これは、金融商品に適用されている時価評価とは異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である。」

つまり、減損会計は決算期末における資産価額に、外的な要因を反映させて評価するのではなく、取得時における資産そのものへ向けられた期待が依然として存在するかどうかを見極め、その事実を資産価額に反映させることを目的としているということである。

ここまで、低価基準と減損会計がどういったものであるか、また、どのように規定されているのかをみてきた。ここまででわかったことは、両者は、会計処理の根底にある本質な見解は、同様であると思われる。それを裏付ける記述としては、次の3つが挙げられる。

①将来における回収可能性を考慮し、それを帳簿価額に反映させるという点、

- ②「取得原価基準の下で」という、あくまでも取得原価の範囲以内においての帳簿価額の減額という点、
- ③収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合、棚卸資産については取得原価を正味売却価額まで切下げ、固定資産については帳簿価額を正味売却価額と使用価値のいずれか高い方とされる回収可能価額まで切り下げることによってその事実を反映させるという点。
- したがって、両者は理論的に整合性のあるものであるといい得るのではないかと思われる。

II-2 低価基準における残留有用性

低価基準において残留する有用性によって評価するという考え方が、飯野によって、次のように述べられている。

「この考え方は、取得原価は、財貨または役務を取得した時に、そのものに認められた有用性を貨幣によって測定した額であると考えられる。このような立場から、低価基準とは、期末における財貨等の有用性が取得した時と同じであるかまたはそれよりも多い場合には、取得に当たってそのものについて認められた有用性がそのまま残留しているものとしてその支出額で評価し、これに対して、期末の有用性が取得時のそれを下回る場合には、取得に当たって認められた有用性のうち、残留している額によって評価する方法であるとする。そしてその有用性は、具体的には、通常の営業過程において、それを取得するために支出しなければならない価額、すなわち、再調達原価によって測定される。したがって、このような見解によれば、低価基準は原価基準の具体的適用の1つであるということになる。⁴⁾」

4) 飯野 [2002], 3-21~22.

つまり、棚卸資産を購入したときに支払った金額を取得原価として評価するのではなく、購入しようとする棚卸資産に認めた有用性を評価し、その有用性に相当する金額を支払い、その支払った金額を取得原価とするのである。そして、購入時に認めた有用性が今なお残っていることを期末に評価し、取得原価に反映させるという考え方である。

飯野はこの点に関して「取得原価基準は、取得時において認めた価値がなお残留していることを前提としている。したがって、もしその価値が取得時ないし期首にくらべて減じたのであれば、その額だけ引下げて、当初みとめた価値のうちいまなお残っている額をもって測定評価することも取得原価基準の論理に反するものではない。かくて品質低下品等についての時価評価も低価基準もまた、取得原価基準の論理をもって説明することが可能である⁵⁾」と述べている。これは、現行の「棚卸資産の評価に関する会計基準」の第36項における「収益性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理である」という記述と整合性のあるものである。

また、リトルトン (A. C. Littleton) は、棚卸資産における有用性に関して2つの有用性が存在するとし、「棚卸品に付される原価は有用性を持っており、それらの原価がどうであれ、商品は有用性を持っている。しかし、これは同じ有用性ではない⁶⁾」と述べている。リトルトンは「棚卸資産」における有用性とは、棚卸資産に原価が付されていることで、販売によって得られた収益によって利益が得られるという有用性であると述べ、「棚卸品に付される原価」における有用性とは、収益から原価を控除し、利益を算出するという計算を可能にするという有用性であると述べている。「棚卸資産の評価に関する会計基準」における『会計処理；通常の販売目的で

5) 飯野 [1971], p. 13.

6) Littleton [1946], p. 334.

保有する棚卸資産の評価基準 36 (棚卸資産の簿価切下げの考え方)』で、「取得原価基準は、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方であるとみることもできる」という記述がある。これは、リトルトンが述べている2つの有用性を含意していると考えられるのではないだろうか。

Ⅲ 低価基準の分析

低価基準における残留する有用性という考え方に対して、飯野が「このような見解によれば、低価基準は原価基準の具体的適用の1つであるということになる⁷⁾」と述べていることから、飯野が低価基準において合理的基準説(原価主義説)を採っているものと考えられる。

低価基準の性質に関しては、種々の見解がみられるが、その主たるものは、次のような見解である。即ち、合理的基準説(原価主義説)、非合理的基準説(例外主義説)、修正原価主義説、折衷主義説、がそれである⁸⁾。

本稿においては、棚卸資産の残留有用性に関する議論を展開することから、飯野が主張している合理的基準説(原価主義説)を採り上げて分析を行いたいと思う。飯野は、この合理的基準説(原価主義説)における見解を多数の論文において展開している。それらを踏まえて、取得原価主義、発生原則、期間損益計算そして保守主義という視点から合理的基準説(原価主義説)というものがどういったものであるのかを分析していく。

Ⅲ-1 取得原価基準と残留有用性

取得原価基準とは、一般的には、取得時に支払った金額によりそのものを評価する基準であると考えられている。しかし、飯野は「取得時にみと

7) 飯野 [2002], 3-22.

8) 平敷 [1979], p. 74.

めた価値にもとづいて測定評価する基準が取得原価基準⁹⁾」だと述べている。飯野がそう考える理由は、次の記述から窺い知ることができる。「一般にあるものを取得するに当たって100円の貨幣を相手方に渡すということは、いいかえればそのものに対して100円の価値をみとめたためである。100円支払ったから100円で評価されるのではなくて、100円の価値を認めた結果、100円の支払が行われたと考えるべきである¹⁰⁾」と。つまり、取得時にみとめた価値に基づいてそのものを評価し、その価値に相当する金額が取得原価とみなされると考えるのである。

低価基準も減損会計も、資産取得時において認めた収益性(価値)が当初の予想よりも低下している場合、その回収可能性を帳簿価額に反映させるものである。資産取得時において認めた収益性(価値)にもとづいて評価した結果、それに対して支払われた貨幣が取得原価とみなされるのであるならば、その後、収益性が低下したにもかかわらず、取得原価がその当初のまま修正されることもなく現時点にまで至っているという事実が誤りであると判断されるべきである。そして、その誤りを修正することは、取得原価基準の論理に反するものではないといえるものと考えられる。このことに関して、飯野は「取得原価基準は、取得時においてみとめた価値がなお残留していることを前提としている。したがってもしその価値が取得時ないし期首にくらべて減じたのであれば、その額だけ引下げて、当初みとめた価値のうちいまなおのこっている額をもって測定評価することも取得原価基準の論理に反するものではない¹¹⁾」と述べている。飯野の所論にある「当初みとめた価値のうちいまなおのこっている価値」は残留する有用性と考えることができるであろう。そうであれば、棚卸資産に適用される残留有用性という考え方が取得原価基準の論理と整合性のあるものと

9) 飯野 [1971], p. 12.

10) 飯野 [1971], p. 12.

11) 飯野 [1971], p. 13.

なる。

Ⅲ-2 発生原則の2つの側面

費用の認識の基本原則は、発生主義であり、その内容は「費用の発生が、まさに『発生』であるのは、確定事実としての発生だけでなく、原因事実の発生をもふくんでいることにある。しかも、このばあいの原因事実の発生には、必然的な原因事実だけでなく、蓋然的な性格の原因事実をもふくまれている¹²⁾」というものである。

つまり、低価基準も減損会計も、決算期末において、棚卸資産については期末棚卸資産の正味売却価額が取得原価より下落しているという事実が発生していること、また、有形固定資産については、所有する有形固定資産について取得時における投資額を超える収益が回収できないであろうという事実が発生していることについて評価するのである。どちらも、現時点での事実の発生ではあるが、将来における予測に過ぎず、その事実は覆されるかもしれないという条件を含んでいる。これらを踏まえて考えてみると、棚卸資産における低価基準も有形固定資産における減損会計も確定事実としての発生ではなく、原因事実の発生であるということになる。

したがって、決算期末において棚卸資産の収益性の低下による損失も有形固定資産の回収可能性の喪失による損失も、当該期間において実際に発

12) 発生主義の内容について、詳しく次のように説明されている。つまり、「財貨・用役の費消ないし価値減少の確定事実としての発生は、その価値費消が客観的に認識しうるようなかたちで、つまりあとで修正をうける必要のない確定した事実として生起していることを意味し、……（引用者による省略）……価値減少の原因事実の発生とは、その減少事実は将来において確定するけれども、現時点でのその原因をなす事実がすでに生起しているばあいのことである。……（引用者による省略）……他のひとつは、財貨・用役の費消事実それ自体は発生していなくても、将来における費消事実が蓋然的に予見しうるばあい、しかもその費消の原因をなす事実が当期に発生しているとき、原因事実の発生である（山榘・寫村 [1973], pp. 181-182.）。」

生している損失であるとみなすべきである。そして、当該期間に帰属すべき損失であるとなるはずである。この点に関して飯野は次のように述べている。つまり「決算日において棚卸資産の時価について下落という事実があり、かつその額が客観的に測定可能であるかぎり、価格下落にもとづく損失は、当該期間に発生したものとして、その期の損益計算に算入することは費用認識に関する発生主義にてらして妥当であるばかりではなくて、期間損益計算という観点からも合理的である¹³⁾」と。そして「かくて発生した損失を、それが実現する期まで繰延べる原価主義よりも、発生した期の損失または利益剰余金の負担とする低価主義こそ、一部の人々の所論とは逆に、損益の期間的峻別によりよく役立つというべきであろう¹⁴⁾」とも述べている。

さらに、山下は「期末に発生している現実の価格下落損失であり、しかも、その発生損失額が客観的にも測定可能であるという意味においては、発生原則の立場から、当期に発生し従って当期間の費用として計上することが正当に許される筈であるという主張が成立する¹⁵⁾」と述べている。これは飯野と同様の見解を示している。

Ⅲ-3 期間損益計算と期間帰属

期間損益計算とは、「継続企業において連続的な経済活動を人為的に区画し、その区画された一定期間ごとについて、それぞれ当該期間に獲得した当期純利益を適正に計算確定すること¹⁶⁾」を課題としている。

低価基準や減損会計を適用することにおいて適正なる期間損益計算がなされるということは、決算期末において発生した損失が当期の損益に含ま

13) 飯野 [1964], p. 43.

14) 飯野 [1964], p. 43.

15) 山下 [1963], pp. 27-28.

16) 山下 [1970], p. 52.

れるべきものであるかどうかという期間帰属に関係している。つまり、決算期末において、回収可能性を反映させるため帳簿価額を減額するのであるが、その損失額をいずれの期間に計上するのが問題とされる。

この点に関して、渡辺は期間損益計算の立場から低価基準に関して、次のように述べている。「棚卸資産の原価は一般に販売によって費用化されるものであるが、低価主義の適用は、販売に先立って棚卸資産原価を損益計算に吸収することになる。……（引用者による省略）……期末時価が低落したからといってそれは必ずしも原価の不回収を意味しない。実際の販売は次期以降において行われるのであつて、販売の行われる時点における時価は期末時価とは異なるであろう。低価主義の適用による評価損の計上は、決して実現した損失を意味するものでなく、単に回収不能となるべき原価部分を予測して当期の損失を増加せしめているに過ぎないものである¹⁷⁾」と。棚卸資産は仕入・販売という一連の正常な営業過程の中に存在している。しかし、それを形式的な会計期間によって分断し、販売の完了を待たないで、一時的な価格変動を棚卸資産価額に反映させることは理論的に認められないというのが渡辺の見解であろう。

また、渡辺の見解とは逆に、飯野が、低価基準は期間損益計算の観点から合理的な基準であると次のように述べている。「低価主義は期間損益計算の観点からは、十分に合理性をもつのみならず、価格の低落によって棚卸資産原価の引き下げを必要とする事態が発生している場合には、低価主義こそ合理的な期間損益計算のための基準である¹⁸⁾」と。つまり、決算期末において、実際に発生している損失を当期の損失として計上しないのは期間損益計算上望ましくないというのが飯野の見解であろう。この両者の見解は、価格下落が生じた場合に発生する損失を、どの期間に帰属させるかということについての理論的な違いがみられ、どちらが正しいかという

17) 渡辺 [1961], p. 14.

18) 飯野 [1964], p. 55.

客観的な結論を導くには難しい問題であるのは確かである。しかし、期末時価が低落しているという事実が発生しているにもかかわらず損失を計上しないということは、発生主義に反すると言い得る。また、実際に発生している損失を当期の損失として計上しないということは、期間損益計算上望ましくもないといえるのではないだろうか。

したがって、そういい得るのであれば、減損会計においても決算期末において、収益性の低下の事実が発生しているということに基づいて損失計上するということが、合理的であると認められるのではないだろうか。

Ⅲ-4 保守主義の効果

保守主義とは、「企業会計原則」の一般原則六に「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」と謳われている。

低価基準を合理的な基準ではないと批判的に捉える論者の多くは、低価基準の理論的根拠として保守主義を挙げている。つまり、「この低価主義の考え方は、棚卸資産原価を当期費用分と次期費用分とに配分するに際して、すでに予想される価格下落損失を当期費用分としてあらかじめ回収しておくことが、保守主義の考え方から認められたものである¹⁹⁾」、「低価主義は理論的には欠点を有するけれども、保守主義の立場から擁護せられ、一般に認められた会計慣行となっている²⁰⁾」。そして、「低価主義に基く原価切下額を当期の費用として説明する拠り所は保守主義の原則以外にない²¹⁾」と、低価基準を保守主義という見地からしか認められないとする見

19) 山下 [1970], p. 242. こういう表現をしているからといって、山下の低価基準についての解釈によれば、期間損益計算の観点から低価基準は認められるものであって、必ずしも保守主義の観点を重視して低価基準を認めると言っているのではない。

20) 渡辺 [1961], p. 14.

21) 番場 [1962a], p. 45.

解は多く存在している。しかし、低価基準は理論的根拠に欠けているが、保守主義によってのみ認められるとする見解は、そういった見解を述べることで、本質をうやむやにしているようにも思われる。よって、上記のような見解は「結局、このような基準は保守主義の勧めであって、所得の肥大や過度な配当などを防ぐのに価値ある便法である²²⁾」という見解や、「保守主義は心情の問題であって理論ではない。したがってそれは理論の形成にあたってはつとめて排除されるべき性格のものである²³⁾」という見解により批判されている。

IV 損失計上

ここでは、低価基準と減損会計における損失計上にまつわる理論的根拠を明確にしたいと思う。つまり、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことを帳簿価額に反映させる理論的根拠を明らかにすることである。

また、低価基準も減損会計も取得原価の枠を超えての評価はしない。つまり、評価益の計上を行わないのはどういった理論に基づいているのかを議論したい。何を、どういった理由で期末資産価額するのかを明確にし、低価基準と減損会計の整合性を見極めることにする。

IV-1 回収可能額と回収不能額

棚卸資産と有形固定資産はともに費用性資産²⁴⁾であるから、投下資金

22) Paton [1922], p. 447.

23) 飯野 [1964], p. 54.

24) 棚卸資産は、流動資産に属するものであって、通常、棚卸という行為によって、その有価が確定される費用性資産である(飯野 [2002], 5-2.)。そして、有形固定資産は、その残存価額を別にする限り、その全耐用期間にわたる費用としての性質をもつので本来的な費用性資産の典型である(山下 [1970], p. 239.)。

の回収過程にあり、その回収可能性を期末資産価額に反映させるために、回収と未回収に分離し、回収すべきものは収益にチャージし、未だ回収されていないものは期末資産とされる。しかし、これらの資産の決算期末における帳簿価額は、棚卸資産については、当期において未だ販売されなかった残額、また、有形固定資産については、減価償却後の未償却残高である。これらは会計的处理により導き出された、いわば虚像であるといわれる。つまり、会計処理上の未回収額には、実際には、回収可能であるものと回収不能であるものとが混在しているものと考えられる。したがって、未回収とされたものから回収不能額を控除した額、つまり、回収可能額のみを期末資産価額とするべきである。

このことに関して、飯野は次のように述べている。「重要なのは、投下資金の内での回収額、未回収額を知ることだけではない。未回収額について、さらにはたしてその全額を販売によって(棚卸資産に限って)回収することが出来るか否か、回収不能額が存在しないか否かをたしかめなければならない。もし未回収額のうちで、販売によって回収できないと見込まれる額があるとすれば、その原因は何であれ、そのことにはかかわりなく、これを損失とするとともに、その額だけ期末棚卸資産の額を引き下げなければならない。このことは投下された資金が販売という行為によって回収される棚卸資産の本質にてらして当然のことである。したがって棚卸資産は、投下された資金、すなわち原価ではなくて、そのうちの回収可能額によって測定されることになる²⁵⁾」と。したがって、低価基準も減損会計も、決算期末における未回収額の中に含まれる回収不能額を取り除くには有効な基準であると考えられる。

また、有形固定資産は、減価償却により每期計画的・規則的に投下貨幣資本の回収を行う。減価償却は実際に支出が行われず、每期費用化される減価償却分は、それぞれ当該期間の収益によって回収が行われる。しかし、

25) 飯野 [1964], p. 48.

過年度において、費用化された減価償却分を果たして毎期収益によって回収ができていたかどうかについて疑問が残る。減価償却の目的は、適正な期間損益計算を行うことであるから、期間利益に及ぼす影響などを顧慮して、期間減価償却費を任意に増減することがあってはならないものである²⁶⁾。そう考えれば、減価償却費として計上したからといって、必ずしも当該期間の収益によって確実に回収ができていたとは言えないのではないだろうか。回収できていたかどうかについては不確かであるということが言えるであろう。そういった場合、過年度において、減価償却費として計上し、あたかも回収が完了しているかのようにみえてはいるが、実際には未回収のものが存在しているものと考えられる。よって、決算期末において、本来あるべき回収可能額を導き出すには、決算期末における未回収額の中に含まれる回収不能額を取り除くだけでなく、過年度において減価償却費として計上され、回収されたとみなされているものから実際には未回収であるものを考慮しなければ、本質的な意味で、回収可能性を期末資産価額に反映させるということにはならないのではないだろうか。

IV-2 未実現損失と未実現利益

低価基準において「価格の低落に伴って次期に実現すべき回収不能原価が正当に当期の費用を構成するのであれば、逆に価格の上昇に伴って次期に実現すべき利益の増加が見込まれる場合、この見込超過利益（正常利益を超える利益）も、正当に当期の収益を構成すると考えなければならない²⁷⁾」にもかかわらず、「予想される損失すなわち未実現損失だけを計上することは片手落ちである²⁸⁾」という主張が番場によりなされている。こ

26) 山下 [1970], pp. 126-127.

27) 番場 [1962b], p. 891

28) 番場 [1962b], p. 892.

れは、「未実現損失のみを計上し、未実現利益を計上しない低価主義は首尾一貫性に欠ける²⁹⁾」ということである。

そして、同様の見解が渡辺によってもなされている。つまり、「低価主義によれば時価の騰貴に基づく未実現利益は計上されないが、時価の低落に基づく未実現損失は当期の損益計算に算入される。販売が収益認識の適正な基準であるとすれば、棚卸資産の評価は原価で行われるものであつて、販売に先立つて時価の低落による評価損失を当期の損益計算に吸収すべきではない。低価主義は未実現の損失を当期の損益計算に算入することによつて当期の利益を減少せしめ、棚卸資産の繰越価額を減少せしめることによつて、それが販売された時期の利益を増加せしめるものである。かくて低価主義は棚卸資産費用の所属の時期を誤らしめ、評価減の行われた時期の犠牲において販売の行われた時期を利益するものである。したがつて低価主義を適用して作成された各期の損益計算書によつては、営業成績の真の動向を察知することができない³⁰⁾」として、「本質的には、予想の利益は計上せず予想の損失のみを計上するものであるという意味で非難を免れることはできない³¹⁾」と。

このような批判は減損会計においてもなされているが、この点に関して、いい得ることは、まず低価基準も減損会計も資産の再評価を目的とはしていないということである。つまり、低価基準も減損会計も、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、回収可能価額まで帳簿価額を切下げるといった会計処理を行う。それは、当期に発生した損失を次期に繰り越さないということである。したがって、資産を時価で評価するといういわゆる時価会計とは異質のものであるから、未実現損失のみを計上し未実現利益を計上しないのは当然のことであり、首尾一貫性に

29) 飯野 [1964], p. 44.

30) 渡辺 [1962], p. 36.

31) 渡辺 [1962], p. 36.

かけるということにはなりえない。

そして、飯野はこの点に関して「未実現利益は計上せず、未実現損失はこれを計上する低価主義は、期間損益計算の見地からも合理性をもつ。したがって低価主義の適用にもとづく未実現損失および未実現利益の計上に関する首尾一貫性は、本来、問題とはなり得ない筋合のものである。未実現利益と未実現損失についての異なった処理は適正な期間損益を計算する過程において必然的に派生するものであり、この場合、未実現利益と未実現損失について首尾一貫した取扱を行うとすれば、かえって適正な期間損益は計算されないことになる³²⁾」と述べている。その理由として「棚卸資産について、資金投下額のうちで回収不能額を評価損として計上することによって、資金投下額うちの回収可能額によってそれを評価するのでなければ、適正な期間損益を計上することはできない³³⁾」からであるとしている。したがって、未実現損失に関しては、投下貨幣資本の回収という観点からいえば、決算期末において実際に回収不能であるとみなされており、それがたとえ一時的な価格変動によるものであったとしても、価格下落という事実が発生しているのであるから、これを当期の損失として計上することになんら問題はないと思われる。また、未実現利益に関しても投下貨幣資本の回収という観点からいえば、低価基準も減損会計も取得原価を超える評価は望ましくない。あくまでも両者は、取得原価基準の範囲内での評価をなすものである。

V おわりに

本稿は、資産の価值的側面に焦点を当て論考を進めてきた。結論的には、低価基準と減損会計は整合性のあるものといえるのではなかろうか。低価基準と減損会計は、理論的には取得原価基準の拡張というべきものであ

32) 飯野 [1964], pp. 49-50.

33) 飯野 [1964], p. 49.

ると考えられる。その理由として、まず、両者は、取得原価主義の範囲内での評価、つまり、資産を時価で評価するといういわゆる時価会計とは異質のものであるということであり、取得原価を超える評価益は計上しないのである。これは「未実現損失および未実現利益の計上に関する首尾一貫性」に関する議論において明らかとなった。そして、残留有用性なる視点からすれば、低価基準も減損会計も同様の見解が得られるという結論に至った。

残された課題として、計上した損失が次期以降において回復する場合にどういった会計処理を行うのかという損失計上した後の会計処理についての戻入れに関する事項がある。これは低価基準において、果たして価格下落事実の発生をもって当期に損失として計上する場合、売上原価の内訳科目とするのかそれとも営業外費用とするのかといった費用分類に関する問題、またはそのような会計処理以外により適した会計処理方法が存在するかどうかといった問題がある。そして、低価基準と減損会計の処理を行う場合、IV-1において指摘したように、比較対象とされる帳簿価額をどのように導き出すのかという問題もある。これらの問題を解明することを今後の課題とする。

《参考文献》

- ・飯野 [1964]: 飯野利夫稿「低価基準と期間損益計算」『一橋論叢』第52巻第4号・1964年。
- ・飯野 [1971]: 飯野利夫稿「取得原価主義の論理」『会計ジャーナル』第3巻第11号・10月号・1971年。
- ・飯野 [2002]: 飯野利夫著『財務会計論〔三訂版〕』同文館・2002年。
- ・番場 [1962a]: 番場嘉一郎稿「低価主義は評価原則たりうるか」『企業会計』第12巻第15号・1962年。
- ・番場 [1962b]: 番場嘉一郎著『棚卸資産会計』国元書房・1962年。
- ・平敷 [1979]: 平敷慶武稿「低価基準の研究(一) —その多様性の概観—」『會計』第116巻第3号・1979年。

減損会計と低価基準との整合性

- ・山下 [1963]: 山下勝治稿「低価基準か低価基準引当金か」『國民經濟雜誌』第108巻第2号・1963年。
- ・山下 [1970]: 山下勝治著『会計学一般理論—決定版—』千倉書房・1970年。
- ・山榘・寫村 [1973]: 山榘忠恕・剛雄著『体系財務諸表論〔理論編〕』稅務經理協會・1973年。
- ・渡辺 [1961]: 渡辺進稿「原価主義と低価主義」『産業經理』第20巻第11号・1961年。
- ・渡辺 [1962]: 渡辺進稿「低価主義の意義及び問題点」『企業会計』第12巻第15号・1962年。
- ・Littleton [1946]: A. C. Littleton, “Inventory Pricing”, *Journal of Accountancy*, 1946.
- ・Paton [1922]: W. A. Paton, “Valuation of Inventories”, *Journal of Accountancy*, December 1922.